

### 西蒲原郡(燕市含む) 未穀適正集荷推進地域連絡会発

未穀の適正集荷の推進と不正規流通の防止を図り、適正かつ円滑な流通を確保するため連絡会を発足させ、各機関、団体はそれぞれの情報の収集に努めるとともに、相互の情報交換を行うことを目的としております。

今日のスローガンは次のとおりです。

#### 一、月潟村の運動

- ◎消費者の皆さんへ!!  
米の流通秩序を乱さないでください。
- ①農家は指定業者以外に米は売れないことになっておりますので、消費者も協力してください。
- ②消費者は農家より、お米

9月1日は『防災の日』

#### いざというときのために 家族防災会議を

もし、いまだ地震が起きたら、残念ながら現在の科学では、地震の発生を防止する

を直接買うことができせん。

#### 二、米穀集荷業者の運動

- ◎不正規流通米(ヤミ米)をなくし適正集荷をしよう。
- ①米は指定業者以外に売らないこと。
- ②緑故米、贈答米に名を借りた不正規流通米があります。ルールを守りましょう。

#### 三、村、集荷業者共通の運動

- ①不正規流通米(ヤミ米)を皆んで監視しましょう。
- ことではできません。しかし、ふだんから地震に対する心の準備をしておけば、被害を最小限に抑えることができます。
- 九月一日は「防災の日」です。これを機会に、家族みんなで「家族防災会議」を開いてください。そして、いざというとき、それぞれがどのように行動すればよいかを考えてみてください。

## がんの発生率を高める

### 喫煙習慣

《九月はがん征圧月間です》

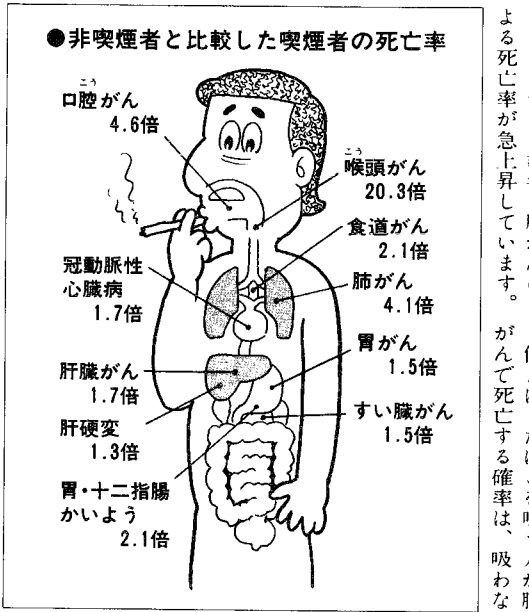
急増している 肺がんの死亡率

がんは昭和五十六年以来、日本の「病気による死亡原因」のトップを占めています。がんによる死亡の中で死亡率が最も高いのは胃がんで、その次が肺がんです。

ところがここ数年、肺がんによる死亡率が急上昇しています。

肺がんの原因はいろいろありますが、なかでも喫煙との関係については多くの報告があり、いま改めてたばこが問題になっています。たばこは肺がんの関係は、喫煙量が多いほど、また、喫煙開始年齢が若いほど、がんの発生率が高まるといわれています。

例えば、たばこを吸う人が肺がんで死亡する確率は、吸わない



影響を及ぼす喫煙

図でみられるように、喫煙は肺がんでなく、さまざまながんにも影響を及ぼしています。がんの発生原因が十分明らかでなく、完全といえる治療方法がない現在、喫煙の習慣を改めることは重要な予防方法の一つといえるでしょう。

また、がん検診による早期発見・早期治療は、最も有効な予防方法の一つですので、積極的に受診するようにしましょう。



## 入札結果公表

- 一、契約件名  
農村総合整備モデル事業集道65号道路第四次工事
- 二、契約年月日  
昭和62年7月1日
- 三、契約業者  
中之口村 榎宮川組
- 四、契約価格  
七、三〇〇千円
- 一、契約件名  
農村総合整備モデル事業集道119号道路第二次工事
- 二、契約年月日  
昭和62年7月1日
- 三、契約業者  
巻町 榑吉田建設
- 四、契約価格  
六、〇〇〇千円
- 一、契約件名  
排水路新設工事
- 二、契約年月日  
昭和62年7月24日
- 三、契約業者  
月潟村 青柳建設(株)
- 四、契約価格  
一、二、〇〇〇千円

ります。

②登録のできる方は次の方です。

- 年齢は満十六歳から六十四歳まで
- 体重は男性四十五kg、女性四十kg以上

③献血していただく方法  
献血協力依頼の手順は左表のとおりです。

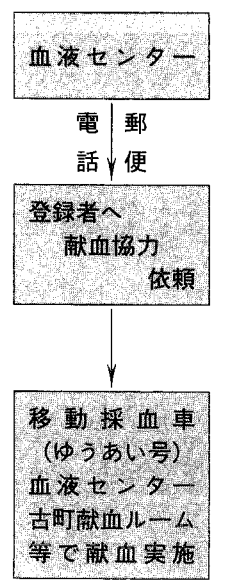
※詳しいことは役場住民課までお問い合わせ下さい。

## 献血者登録制度

この制度は、あらかじめ献血をしていただく方を登録者として確保しておくことにより、安全で良質な新鮮血液等の血液製剤を安定的に供給しうる体制を確立するための制度です。より多くの方から登録されることをお願い致します。

①現在、登録の申し込みを受け付けています。

登録の申込書は役場住民課にありますので、申し込みをしていただける方は直接用紙をもらいにきていただくか、電話で連絡して下さい(電話の場合、申込書を郵送いたします)常時受付をいたしてお



## 特別弔慰金の請求

昭和六十年より開始された戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求の受付が、昭和六

### おすすめですか

②弔慰金の受給権を取得した方が昭和六十年四月一日現在で、死亡等によりいない時は最も身近な親族の方。

③請求権の順位  
戦没者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹等三親等内の順  
該当する遺族で、未請求の方は、役場住民課保健福祉係で、手続をしてください。

※特別弔慰金請求者の方へ  
昭和六十二年五月末日現在で、全県の受付件数、四万一千二百件の内、裁定処理件数二万五百件となっており、残りの裁定処理にもう少し時間が必要と見込まれますので、御承知下さるようお願いしま

